

人権擁護委員の紹介

■人権課 ☎57-8507

人権擁護委員の任期満了に伴い、赤岡地区の人権擁護委員として、4月1日付で法務大臣から濱田知佳子さん（再任）が委嘱を受けました。

人権擁護委員は、法務大臣からの委嘱を受け、地域の皆さんの人権を守る身近なパートナーとして、人権に関するさまざまな問題についての相談や人権擁護活動を行っています。人権相談は毎月実施していますので、人権に関する困りごとなどがありましたら、ご相談ください。



重要 119番通報不通のお知らせ

■消防本部警防課 ☎55-4141

NTT西日本の交換機工事に伴い、次の時間119番通報が繋がりません。

■4月13日(水)：午前2時37分から約3分間

この時間帯に、119番通報が繋がらない場合は携帯電話もしくはIP電話を使用して、**090-2788-0884** こちらへの通報をお願いします。

※この番号は例外的な対応であり、上記時間帯以外は使用できません

香南市ホームページが新しくなりました

■総務課 ☎57-8500

新しいサイトでは、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットなどの画面に適した表示が行えます。

また新たな機能としてバスの時刻検索やゴミ出しの種類を検索する機能も追加していますので、ぜひご覧ください。



防犯街路灯・大型扇風機が寄贈されました

■地域支援課 ☎57-8503

1月31日(月) 四国電力株式会社から防犯街路灯・大型扇風機が寄贈されました。同社は毎年、各市町村へ防犯街路灯寄贈事業を行っており、今年度は上岡地区へ防犯街路灯を2基、香南市役所へ大型扇風機を1基、同社より贈呈されました。

4月10日(日) は高知県議会議員補欠選挙(香南市選挙区)の投票日です

【投票時間】

午前7時から午後6時まで

(香我美町奈良・舞川地区、夜須町羽尾地区は午後4時まで)

▶投票所入場券

投票所入場券は、有権者1人に1枚のハガキで郵送しています。投票所入場券がない場合(紛失、未配達等)でも、選挙人名簿に登録されており選挙権があれば投票できます。

▶ご協力ください

投票所では、マスク着用・手指の消毒にご協力ください。

期日前投票ができる期間
4月2日(土)～4月9日(土)

■市役所本庁

午前8時30分～午後8時

■香我美支所・吉川防災コミュニティセンター・赤岡市民館・夜須公民館

午前8時30分～午後5時

！ 同日に投票予定の香南市議会議員選挙の期日前投票期間は、**4月4日(月)～4月9日(土)**です

香南市選挙管理委員会 ☎57-8525

その食材ムダになってない？

食品ロス もったいない編

環境対策課 ☎57-8508

1人当たりお茶碗約1杯分を
毎日捨てているのと一緒に！

日本の年間食品ロス発生量

約 **570** 万トン

Q 食品を捨てる時あなたは
何を捨てているでしょう？



食品ロスは食べものだけでなく
お金も時間も労力も捨てている

食品ロスを防ぐ3か条

- **冷蔵庫は整理整頓、中身の確認**
出費も防ぐ優秀ルーティン。余分なものは買わない。
- **すぐに食べるものは期限が短くてもいい**
商品を棚の奥からとっていませんか？
お店の食品ロスも防ぎましょう。
- **食べきれない・すぐに食べない時は冷凍する**
冷凍に限らず、食品に合った傷みにくい保存方法を。

賞味期限

おいしく食べられる期限。
期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるということではありません。

消費期限

期限を過ぎたら食べないほうがいい。食品を買ったらまずはチェックしよう！

住民税 非課税世帯の方へ

臨時特別給付金のお知らせ



新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、生活・暮らしを支援するため、対象世帯に一時金を支給します。

◆詳細は香南市ホームページをご覧くださいか、福祉事務所(専用窓口 ☎50-3028)までお問合せください

対象の方

① **住民税非課税世帯** / 基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度住民税が非課税である世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

② **家計急変世帯** / ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

給付額・給付方法

1世帯当たり10万円を指定口座へ振り込み
※1回限り給付 ※①・②の重複受給はできません

申請方法・期限

①住民税非課税世帯

対象と思われる世帯の方に手続きの案内(振込口座や支給要件等の確認書)を3月初旬に発送しています。内容を確認後、**必要事項を記入してご返送ください**。申請期限:案内通知から3カ月以内

②家計急変世帯

申請には、令和3年1月以後の任意1カ月の給与明細等が必要です。収入が確認できる書類を持参し、令和4年9月30日までに専用窓口にご相談ください。
申請期限:令和4年9月30日

DV等を理由に避難している方へ

基準日(令和3年12月10日)時点で、住民票上の住所と異なる住所地にお住まいの方も、一定の要件を満たせば受給できる可能性があります。専用窓口にご相談ください。

